

苫小牧市共同住宅優良ごみステーション認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭ごみが適正に分別され、排出マナーを遵守している共同住宅に係るごみステーションを優良ごみステーションとして認定することについて必要な事項を定め、共同住宅の入居者、所有者並びに管理者の家庭ごみの適正排出意識の向上及び環境美化の促進に資することを目的とする。

(認定基準)

第2条 優良ごみステーションの認定基準は別表のとおりとする。

(認定申請)

第3条 優良ごみステーションの認定を受けようとする共同住宅の所有者又は管理者は、苫小牧市共同住宅優良ごみステーション認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、市長に申請するものとする。

(審査及び認定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請に係るごみステーションについて、第2条に規定する認定基準の適合状況を認定基準適合チェック表（様式第2号）により審査する。

2 市長は、前項の審査の結果、優良ごみステーションの認定をしたときは、苫小牧市共同住宅優良ごみステーション認定書（様式第3号）及び優良ごみステーション認定プレート（様式第4号。以下「認定プレート」という。）を交付するものとする。

3 前項の認定プレートは、当該認定を受けた優良ごみステーションに掲示するものとし、他のごみステーション等に掲示してはならない。

4 市長は、第1項の審査の結果、優良ごみステーションの認定をしなかったときは、その結果について書面で通知するものとする。

(変更の届出)

第5条 前条第2項の認定を受けた者は、当該認定に係る申請事項に変更が生じたときは、速やかに変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(認定を受けた者の責務)

第6条 優良ごみステーションの認定を受けた者は、当該優良ごみステーションについて、認定基準に適合した状態を維持しなければならない。

(認定の取消し)

第7条 市長は、優良ごみステーションが前条の規定に違反していると認める場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 当該認定に係る申請事項の変更により、当該認定の継続が適当でないと認められるとき。
 - (2) 当該ごみステーションを廃止したとき。
 - (3) その他市長が必要と認めたとき。
- 2 市長は、前2項の規定によりその認定を取り消したときは、取消通知書（様式第6号）により通知するとともに、認定プレートの返還を求めるものとする。

（認定の公表）

第8条 市長は、優良ごみステーションの認定を行った場合は、ホームページ等により、これを公表するものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月22日から実施する。

別表（第2条関係）

区分	審査項目	内容	審査方法
入居者の排出状況	家庭ごみの適正排出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切なおみ袋を使用し排出していること。 ・ 収集日を遵守していること。 ・ 市が収集運搬を行わないごみが排出されていないこと。 	現地確認
ごみステーションの管理状況等	ごみステーションの設置状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全に収集運搬ができる場所に設置されていること。 ・ 当該共同住宅（複数ある場合は、そのいずれか）にかかる用地に設置していること。 ・ 破損がないこと。 ・ 強風対策をしていること。 ・ 飛散防止対策、カラス対策等を講じていること。 	現地確認